



こども誰でも通園制度

保育所等に通っていないお子さんが、

保護者の方の就労要件を問わず保育所等を利用できる制度です。

お子さんにとっては

同年代の子ども同士で触れ合うことにより、年齢に応じた遊びや新たな気付きを通して子どもの育ちを促します。



保護者の方にとっては

経験豊富な保育士から育児のアドバイスを受けることができます。子育てから離れてリフレッシュの機会となります。



すべての子どもの育ちを応援!!

対象

- ① 生後6か月～満3歳未満
- ② 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設等に在籍していないこと

利用可能時間

こども1人あたり
月10時間まで

※複数の施設を利用した場合は、各施設の利用時間の合計が月10時間までとなります。

利用料

1時間 300円

※施設により異なる場合があります。
※保護者の所得に応じて一部減額があります。
※給食・教材費など別途必要な場合があります。

利用方法

1 利用申請

- 花巻市ホームページ内にある**利用登録フォーム**から申請してください。
- 申請の承認後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウント発行のお知らせが届きます。(申請から2週間程度時間を要します。)

※「こども誰でも通園制度総合支援システム」は、こども家庭庁が運用する、こども誰でも通園制度への利用予約等を行うシステムです。(以下「総合支援システム」といいます。)

- 「総合支援システム」にログインしてください。

2 事前面談の申し込み

- 総合支援システムでご希望の施設を検索し、施設に対して事前面談の申し込みを行います。

- 初回利用の前に必ず事前面談を受けていただく必要があります。



3 事前面談

- 施設と利用者間で、こどもの情報や施設利用に関して必要な項目等について確認します。

4 利用予約

- 事前面談後、総合支援システムで利用予約を行います。

5 利用

- 予約日に施設を利用します。
- 総合支援システムで施設が提示する2次元コードを読み取り、登降園の登録をしてください。
- 施設に利用料を支払います。

実施施設

施設によって受け入れ枠や、開所時間・利用方法が異なります。花巻市ホームページに掲載している施設一覧をご確認ください。



問い合わせ **花巻市こども課保育管理係**
〒025-8601 花城町9-30 電話 0198-41-3150

花巻市のホームページはこちら

